

(5) 農村総合整備

農業農村整備事業実施計画策定事業	事業主体	県 市町村	(1)農村振興課 地域計画班 (2)農村整備課 換地・用地班
	所管課班		

趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用，経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止，畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策，農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的，効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため，経営体の育成に向けた基盤整備，畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し，もって農業農村整備事業の機動的，効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

1 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業等の実施が予定される地域において，当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，実施計画を策定する。

実施期間は1年（担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年）以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって，換地計画の樹立を必要とする場合，次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし，①，④，⑤，⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は，当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお，早期に着手する必要があると認められる地区においては，農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①地区内農地等状況調査 | ⑧経営体育成方針作成 |
| ②農用地集団化促進基本計画作成 | ⑨創設農用地・増歩換地調整 |
| ③従前地面積測定 | ⑩非農用地換地関係調整 |
| ④合意形成促進 | ⑪交換分合基準含み換地調整 |
| ⑤地区内アンケート調査 | ⑫換地設計基準作成 |
| ⑥地区内ゾーン設定調整 | ⑬換地計画素案作成 |
| ⑦地域営農構想作成 | ⑭経営体育成換地調整 |

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業の実施が予定される地域において，当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は，2年以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって，換地計画の樹立を必要とする場合，1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし，①，④，⑤，⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は，当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお，早期に着手する必要があると認められる地区においては，農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

3 農山漁村地域整備交付金（農地整備実施計画策定事業）

（1）実施計画策定（実施主体：都道府県，市町村等）

農業用排水施設，農業用道路，区画整理，農用地の造成，客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において，当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

（2）経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって，換地計画の樹立を必要とする場合，1の（2）で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし，①，④，⑤，⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は，当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお，早期に着手する必要があると認められる地区においては，農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

負担割合

1 農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	50	25	25	—	()は中間地域等の場合に適用
団体営	実施計画策定	50	—	50		
	経営体育成促進換地等調整	50(55)	—	50		

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	62.5	18.75	18.75	—	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62.5	—	37.5	—	

農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型 旧：中山間地域総合整備事業)	県 事業主体 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	---------------	--

趣 旨

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

事業区分

1 中山間地域総合整備型

(1) 集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。

①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

(2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

2 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|--------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲雑用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 特認事業

採 択 基 準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法，山村振興法，離島振興法，半島振興法，特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり，農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。
- 4 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備考					
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5						
	事業区分							受益面積(ha)				
	集落型	一般型	60(20)									
			20(10)									
		生産基盤型	20(10)									
	広域連携型		60									
	農村生活環境整備事業		55	未定								
	事業区分								受益面積			
	集落型	一般型							60(20)			
									20(10)			
		生活環境型	—									
	広域連携型		60									
実施計画策定			50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し，事業計画等を策定する					
団体営	農業生産基盤整備事業		55	14	21	10						
	事業区分							受益面積				
	集落型	一般型	60(20)									
			20(10)									
		生産基盤型	20(10)									
	広域連携型		60									
	農村生活環境整備事業		55	1	44							
	事業区分								受益面積			
	集落型	一般型							60(20)			
									20(10)			
		生活環境型	—									
	広域連携型		60									
実施計画策定			50	—	50		農業生産基盤整備等の実施に際し，事業計画等を策定する					

※ 受益面積の()は市町村が事業実施主体の場合

農村集落基盤再編・整備事業
(集落基盤再編型
旧:集落基盤整備事業)

事業主体 県
市町村
土地改良区等

所管課班 (計) 農山漁村振興課 地域計画班
(実) 農山漁村なりわい課
中山間振興班

趣 旨

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

事業区分

1 集落基盤再編型

集落の周辺の地域において農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

2 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ ほ場整備事業
- ④ 農用地開発事業
- ⑤ 農地防災事業
- ⑥ 客土事業
- ⑦ 暗渠排水事業
- ⑧ 農用地の改良又は保全事業

2 農村生活環境整備事業

- ① 農業集落道整備事業
- ② 営農飲雑用水施設整備事業
- ③ 農業集落排水施設整備事業
- ④ 農業集落防災安全施設整備事業
- ⑤ 用地整備事業
- ⑥ 活性化施設整備事業
- ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業
- ⑧ 集落環境管理施設整備事業
- ⑨ 交流施設基盤整備事業
- ⑩ 情報基盤施設整備事業
- ⑪ 市民農園等整備事業
- ⑫ 生態系保全施設等整備事業
- ⑬ 地域資源利活用施設整備事業
- ⑭ 施設補強整備事業
- ⑮ 施設環境整備事業
- ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業
- ⑰ 施設集約整備事業
- ⑱ 交換分合事業
- ⑲ 集落土地基盤整備事業

3 特認事業

採 択 基 準

- (1) 農業振興地域であること。
- (2) 農村振興基本計画(基本計画)が作成されていること。
- (3) 農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)が策定されていること。
- (4) 事業内容の1 農業生産基盤整備事業及び2 農村生活環境整備事業を一体的に実施すること。または2 農村生活環境整備事業のみを実施する場合は、周辺農用地の整備が完了しているか、近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。
- (5) 2 ⑩市民農園等整備事業については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- (6) 2 ⑰施設集約整備事業においては、事業計画の他に集落基盤再編計画を定めること。

(7) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。
 なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	農業生産基盤整備事業	50	14	36	－	
	農村生活環境整備事業	50	1	49	－	
	実施計画策定	50	－	50		農業生産基盤整備等 実施に際し、事業計画等 を策定する

※県営の負担割合は未定

農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)	事業主体 県 市町村等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--	---------------------------	-------------------------------------

趣 旨

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

事業の内容

1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

2 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

3 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

事業主体

都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合，その他農業者等が組織する団体

採 択 要 件

1 共通要件

- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1から3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
団体営	強靱化型	50	－	50	
	高度化型	50	－	50	
	調査計画策定型	50	－	50	

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体	市町村 一部事務組合	農山漁村なりわい課 所管課班 中山間振興班

趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱，村づくり交付金実施要綱，地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。），予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては，15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を越える場合にあっては，7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は，国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 2 「単年度当たり交付額」の欄において，政令指定都市にあっては，交付金算定基準経費の1%以内とする。
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は，平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

農村環境計画策定事業	事業主体	市町村	農村振興課
		県	地域計画班
所管課班			

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項目	具体的内容例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温, ②降水量, ③積雪等
(2) 地形・地質	①地形形状：地勢図や地形図による, ②地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況, ②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上, 土地利用上の特徴, ②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置（ラムサール条約等）②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢, ②人口と世帯数, ③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画, 関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史、文化, ②文化財・史跡の位置及び概要

2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・対象事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

その他

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業における当該事業の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	－	
	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	－	
団体営	農村環境現況調査	50	－	50	－	農業競争力強化 農地整備事業
	農村環境計画の策定					
	農村環境現況調査	62.5	－	37.5	－	農地中間管理機構 関連農地整備事業
	農村環境計画の策定					